

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 56 年 2 月まで

私の年金記録について、昭和 55 年 9 月から 56 年 2 月までの間、国民年金保険料が未納となっているが、私が会社を退職した 55 年 7 月から再就職をした前月の 57 年 7 月までの期間、国民年金保険料を、父が納付してくれた。前後の期間の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間のみ未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金について、再就職をした前月の昭和 57 年 7 月までの期間において、国民年金保険料を、その父が納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年 1 月頃に払い出されたと推認され、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられるところ、当該加入手続時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

また、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和 55 年 7 月及び同年 8 月、申立期間直後の 56 年 3 月から 57 年 7 月までの保険料が納付済みとなっている上、申立人と同様にその父が納付していたとする申立人の母の保険料は 49 年 7 月に任意加入後全て納付済みであり、記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の妹の厚生年金保険被保険者資格喪失後の 56 年 2 月以降の保険料も納付済みであるなど、6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東（栃木）国民年金 事案 5128

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

夫が会社を退職した昭和 56 年頃、私は A 市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を退職した昭和 56 年頃、A 市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、自宅に来る集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年 1 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料納付が可能な期間である上、申立期間前後の期間は納付済みとなっており、申立人が 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録について、昭和63年2月から同年7月までは17万円、同年8月は20万円、同年9月から平成元年2月までは22万円、同年3月から同年7月までは24万円、同年8月から同年10月までは26万円、同年11月は30万円、同年12月から2年5月までは28万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月から同年10月までは34万円、同年11月は38万円、同年12月及び3年1月は30万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月から同年6月までは26万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち平成3年10月1日から4年4月22日までの期間について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月22日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

また、申立人は申立期間②のうち平成3年10月1日から4年4月22日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の当該期間の標準報酬月額を3年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月から4年3月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申立期間： ① 昭和63年2月1日から平成3年10月1日まで  
② 平成3年10月1日から4年5月1日まで

申立期間①は、標準報酬月額が給料支払明細書記載の厚生年金保険料から算出される額より低い額で記録されていると思われる。

また、申立期間②は、私は平成4年8月31日まで勤務しており、給与からは厚生年金保険料が控除されていたが、会社から国民年金に切り替えるよう指示があり、同年5月1日から国民年金に加入し、保険料も納付している。それにもかかわらず、厚生年金保険の資格は3年11月30日に喪失しているのはおかしい。

株式会社Aにおける被保険者資格を適正な日付に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を適正な額にしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち昭和63年2月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成2年9月1日までの期間、同年10月1日から3年10月1日までの期間の標準報酬月額について、申立人から提出された申立期間①に係る給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額により、昭和63年2月から同年7月までは17万円、同年8月は20万円、同年9月及び同年11月から平成元年2月までは22万円、同年3月から同年7月までは24万円、同年8月から同年10月までは26万円、同年11月は30万円、同年12月から2年5月までは28万円、同年6月及び同年7月は38万円、同年8月及び同年10月は34万円、同年11月は38万円、同年12月及び3年1月は30万円、同年2月は26万円、同年3月は28万円、同年4月から同年6月までは26万円、同年7月及び同年8月は22万円、同年9月は30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち昭和63年10月1日から同年11月1日まで

の期間及び平成2年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額について、申立人は当該期間の給料支払明細書を保有していないが、当該月の前後の月に係る給料支払明細書における保険料控除額から判断すると、昭和63年10月は22万円、平成2年9月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、給料支払明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち平成3年10月1日から4年4月22日までの期間について、雇用保険の加入記録及び給料支払明細書により、申立人は当該期間に株式会社Aで勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当初申立人の標準報酬月額は、平成3年10月から28万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年3月31日より後の同年4月22日付けで3年10月まで遡って標準報酬月額を15万円に引き下げた上、同年11月30日付けで資格喪失となっていることが確認できるが、登記簿謄本によると、当該処理日である4年4月22日において同社は法人事業所であることが確認できることから適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に遡って申立人の被保険者資格喪失日及び標準報酬月額を訂正する処理を行う合理的理由は無く、当該処理に係る記録訂正は有効なものと認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の平成4年4月22日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円とすることが妥当である。

また、申立人から提出のあった給料支払明細書により、申立人は当該期間において上記訂正後の標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受

け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、特例法に基づき、当該期間の標準報酬月額については、平成3年10月は38万円、同年11月は41万円、同年12月から4年3月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立人の申立期間②のうち、平成4年4月22日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の加入記録、及び申立人から提出された給料支払明細書により、申立人が当該期間において株式会社Aに勤務していたことは認められるものの、当該給料支払明細書において4年4月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7498

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月21日から同年5月1日まで

厚生労働省の記録によると、株式会社Aにおける資格喪失日は昭和41年4月21日になっており、次の株式会社Bにおける資格取得日が同年5月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録より、申立人が株式会社A及び関連会社の株式会社Bに継続して勤務し（株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年5月1日であり、事業主は同社が適用事業所となるまでの期間については、引き続き株式会社Aにおいて厚生年金保険料を控除していた旨回答しており、申立人は申立期間において同社における厚生年金保険の被保険者であったものと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る



事業所別被保険者名簿における昭和 41 年 3 月の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日について誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が昭和 41 年 4 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7499

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年1月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月26日から同年3月26日まで

厚生労働省の記録によると、A株式会社における資格喪失日は昭和38年1月26日になっており、次の同社B工場における資格取得日が同年3月26日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に2か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が同時期にA株式会社本社から同社B工場に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年1月26日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和38年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は既に解散し、当時の代表取締役及び同社B工場長の連絡先も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7500

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月21日から同年5月1日まで

厚生労働省の記録によると、株式会社Aにおける資格喪失日は昭和41年4月21日になっており、次の株式会社Bにおける資格取得日が同年5月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の加入記録より、申立人が株式会社A及び関連会社の株式会社Bに継続して勤務し（株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年5月1日であり、事業主は同社が適用事業所となるまでの期間については、引き続き株式会社Aにおいて厚生年金保険料を控除していた旨回答しており、申立人は申立期間において同社における厚生年金保険の被保険者であったものと考えられることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る

事業所別被保険者名簿における昭和 41 年 3 月の記録から 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日について誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主が昭和 41 年 4 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 4 月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7501

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日

平成 12 年 5 月頃から 24 年 8 月頃まで勤務していた A 株式会社 B 支店（現在は、C 株式会社 D 事業本部 B 局）における厚生年金保険被保険者期間のうち、平成 20 年 6 月に支給された賞与の記録が欠落している。所持している給与支給明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を標準賞与の記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与支給明細書及び事業主から提出された申立期間に支給された賞与に係る基準給与簿により、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書及び基準給与簿において確認できる保険料控除額から7万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの届出を行い、保険料を納付した。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該標準賞与額に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書等で確認できる厚生年金保険料

控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7502

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 62 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 24 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 9 月に株式会社Aに入社し、その後関連会社である B 株式会社に異動になった。申立期間がちょうどその時期に当たると記憶している。会社の指示による異動であり、継続して勤務しているので、厚生年金保険の記録に空白期間はないはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された昭和 62 年 5 月分、同年 6 月分の諸給与支払内訳明細書及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人は同社に継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に明確な記憶が無く、辞令等当該日付を特定できる資料も無いものの、申立人と一緒に異動した同僚は、「日にちまでは覚えていないが、昭和 62 年 6 月に株式会社AからB株式会社に異動したと思う。全員が一斉に異動した。」と供述していることから同年 6 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aから提出された諸給与支払内訳明細書において確認できる保険料控除額から 26 万円とすることが妥当である。



なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、株式会社Aから提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、昭和62年5月24日を資格喪失日として届け出たことが確認でき、事業主は資格喪失届の記載に過誤があったことを認めていることから、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出るべきところ、同年5月24日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7503

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 62 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 34 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 24 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 2 月に株式会社Aに入社し、その後すぐに関連会社であるB株式会社に異動になった。両社は社長も同じであり、事務所も同じ所にあった。継続して勤務し厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録が途切れているのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された昭和 62 年 5 月分、同年 6 月分の諸給与支払内訳明細書及び申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人は同社に継続して勤務し（株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、辞令等当該日付を特定できる資料も無いものの、申立人は、「日にちまでは覚えていないが、昭和 62 年 6 月に株式会社AからB株式会社に異動したと思う。全員が一斉に異動した。」と供述していることから同年 6 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aから提出された諸給与支払内訳明細書において確認できる保険料控除額から 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行した

か否かについては、株式会社Aから提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、昭和62年5月24日を資格喪失日として届け出たことが確認でき、事業主は資格喪失届の記載に過誤があったことを認めていることから、事業主が資格喪失日を同年6月1日と届け出るべきところ、同年5月24日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月25日

厚生年金保険の被保険者記録を調べたところ、平成17年12月25日に支給された賞与の記録が抜けていることに気がついた。私は、A株式会社に入社してから退社するまでずっと年2回の賞与をもらっており、いつも同じ金額だった記憶がある。厚生年金保険料も控除されていたと思うので、賞与の記録が欠落していることに納得できない。

調査の上、申立期間の標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社B銀行C支店の普通預金取引明細表により、申立人は、申立期間において、A株式会社から賞与を支給されていることが確認できる。

また、事業主から提出された複数の同僚の平成17年度分賃金台帳により、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても申立期間において賞与が支給され、上述の取引明細表の振込額から判断すると、複数の同僚と同様に申立期間の賞与から保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上述の賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事

情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該標準賞与額に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 7505

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 55 年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

株式会社A及び株式会社Bは社名が変更になっただけで実態としては同じ会社だったのに、株式会社Aでの資格喪失日が昭和 55 年 8 月 31 日になっているために、同年 8 月が厚生年金保険の被保険者期間に含まれていない。

申立期間もAに継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bに継続して勤務し（昭和 55 年 9 月 1 日に株式会社Aから株式会社Bに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、昭和 55 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日である同年 9 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失した従業員が多くが、同年 9 月 1 日で被保険者資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所が申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和 55 年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 7506

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで  
厚生労働省の記録によれば、A株式会社の資格喪失日が昭和51年2月29日に、B株式会社の資格取得日が同年3月1日になっているために、同年2月が厚生年金保険の被保険者期間に含まれていない。  
関連会社への出向であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社の資料を保管しているC株式会社から提出された申立人に係る人事記録簿の在社履歴から判断すると、申立人は、A株式会社及び同社の関連会社であるB株式会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、出向日については、人事記録簿の在社履歴によれば、「50.9.1 人事部付 B出向」となっているものの、雇用保険の加入記録（A株式会社における離職日：昭和51年2月29日）、及び人事記録簿において49年4月23日入社から54年4月27日に依願退職するまでの「職務・級職履歴」及び「給与（本給）履歴」が記録されていることから判断すると、申立期間もA株式会社に所属していたと推認されることから、51年3月1日とすることが妥当である。



また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和51年1月の事業所別被保険者名簿から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に他界している上、A株式会社も既に解散していることから確認できないが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和51年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成10年5月21日に、有限会社B（現在は、有限会社C）における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月及び同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年7月1日まで  
申立期間も株式会社A及び有限会社Bに勤務していたのに、厚生労働省の記録によると、厚生年金保険の被保険者記録が無い。  
確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主（同社及び有限会社Bの社会保険事務を担当）の供述、複数の同僚から提出された申立期間に係る株式会社A及び有限会社Bにおける給与明細書、複数の同僚の供述及び有限会社Bにおける申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が当該期間において株式会社A及び有限会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

なお、有限会社Bに係る商業登記簿によると、会社成立日が平成10年5月21日となっており、申立人と同様に同年3月31日に株式会社Aにおいて資格喪失し、同年7月1日に有限会社Bにおいて資格取得している同僚が提出した平成10年分給与所得の源泉徴収票に同年5月21日就職と記載されていることから、申立人は申立期間において、同年5月20日まで株式会社Aに勤務し、同年5月21日から有限会社Bに勤務していたこと

が推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立期間において、株式会社Aは、平成10年3月31日付け（記録訂正後の現在は、同年5月21日）で厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、有限会社Bは同年7月1日付け（記録訂正後の現在は、同年5月21日）で厚生年金保険の適用事業所となっており、両事業所の厚生年金保険の適用時期に3か月ほどの空白期間があるが、商業登記簿によると、株式会社A及び有限会社Bは申立期間当時に現存しており、当該期間は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集してきた関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る平成10年2月のオンライン記録から、10年3月及び同年4月は38万円、申立人の有限会社Bに係る同年7月のオンライン記録から、同年5月及び6月は22万円とすることが妥当である。

なお、両事業主が申立期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、両事業主とも不明としているが、申立期間は両事業所とも適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、両事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7510

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月31日から同年9月2日まで

昭和49年9月頃、A株式会社B工場からD株式会社E工場（後にF株式会社。現在は、C株式会社）に異動したが、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間の記録が1か月抜けている。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された組織図、G組合が発行した健康保険資格喪失証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社B工場及び関連会社のD株式会社E工場に継続して勤務し（A株式会社B工場からD株式会社E工場に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、F株式会社は、申立人と同日に異動した元同僚について、D株式会社E工場における資格取得日は昭和49年9月2日であると回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和49年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7511

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月31日から同年9月2日まで  
昭和49年9月頃、A株式会社B工場からD株式会社E工場（後にF株式会社。現在は、C株式会社）に異動したが、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間の記録が1か月抜けている。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された組織図、Gが発行した健康保険資格喪失証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社B工場及び関連会社のD株式会社E工場に継続して勤務し（A株式会社B工場からD株式会社E工場に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、F株式会社は、申立人と同日に異動した元同僚について、D株式会社E工場における資格取得日は昭和49年9月2日であると回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和49年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7512

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月31日から同年9月2日まで  
昭和49年9月頃、A株式会社B工場からD株式会社E工場（後にF株式会社。現在は、C株式会社）に異動したが、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間の記録が1か月抜けている。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された組織図、G組合が発行した健康保険資格喪失証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社B工場及び関連会社のD株式会社E工場に継続して勤務し（A株式会社B工場からD株式会社E工場に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、F株式会社は、申立人と同日に異動した元同僚について、D株式会社E工場における資格取得日は昭和49年9月2日であると回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和49年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関



連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7515

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで  
年金事務所から、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないと言われた。  
しかし、申立期間に関連会社への異動があったが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人はA株式会社及びそのグループ会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社（現在は、株式会社C）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、事業主が当時の取扱いでは異動日は月の初日であったと思われると回答している上、雇用保険の被保険者記録において申立人は昭和43年10月31日にA株式会社を離職していることが確認できることから、申立人の異動日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における事業所別被保険者名簿の昭和43年9月の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7516

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで  
年金事務所から、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていないと言われた。  
しかし、申立期間に関連会社への異動があったが継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人はA株式会社及びそのグループ会社に継続して勤務し（同社からB株式会社（現在は、株式会社C）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、事業主が当時の取扱いでは異動日は月の初日であったと思われると回答している上、上記同僚は、申立人は昭和43年11月1日付けでA株式会社からB株式会社に異動したと思うとしていることから、申立人の異動日は同年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における事業所別被保険者名簿の昭和43年9月の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年11月1日から9年10月1日までの期間及び同年11月1日から10年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を8年11月から9年9月までの期間は32万円、同年11月から10年9月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から13年11月1日までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から9年10月1日まで  
② 平成9年11月1日から13年11月1日まで  
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間は支給された給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低いので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の平成8年11月から9年9月までの標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初申立人が主張する32万円と記録されていたところ、10年6月23日付けで、9年10月の定時決定を取り消した上で8年11月に遡って16万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間②のうち、申立人の平成9年11月から10年9月まで

の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初申立人が主張する34万円と記録されていたところ、10年6月24日付けで、9年11月1日に遡って16万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人と同時期に入社した10人のうち9人の同僚も同様に平成10年6月23日及び同年同月24日付けで、標準報酬月額を遡及訂正する処理が行われていることが確認できる。

加えて、株式会社Aに係る滞納処分票により、同社は申立期間②のうち、平成9年11月から10年5月までの厚生年金保険料について滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月23日及び同年同月24日付けで行われた遡及訂正は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、8年11月から9年9月までの期間については32万円、同年11月から10年9月までの期間については、34万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間②のうち、平成10年10月から13年10月までの標準報酬月額については、申立人は、8年2月に株式会社Aに入社し、数年後には店長職へ昇格したので、当該期間に減給はされていないとしており、同社の社会保険事務の担当役員も申立人の給与を減額していないとしているが、オンライン記録では10年10月から11年9月までは15万円、同年10月から12年9月までは16万円、同年10月から13年9月までは17万円、同年10月は18万円と記録されており、申立人の9年10月の定時決定時の標準報酬月額（34万円）と比べ低額であることが確認できる。

また、申立人と同様に平成10年6月23日及び同年同月24日付けで標準報酬月額を遡及訂正され、その後の定時決定においても、訂正処理後の標準報酬月額以下の標準報酬月額が記録されている1人の同僚が保管する給与明細書（9年10月から11年2月までの期間のうちの7か月分）及び別の1人の同僚が保管する給与明細書（12年5月から13年11月までの期間のうちの5か月分）により、遡及訂正後も訂正処理前の標準報酬月額（9年10月の定時決定時の標準報酬月額）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人も9年10月の定時決定時の標準報酬月額（34万円）に相当する保険料が控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成 10 年 10 月から 13 年 10 月までの標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間②当時、従業員の実際の給与支給額より低い報酬月額を社会保険事務所へ届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7519

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の社団法人Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を、28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月 15 日

年金記録によれば、社団法人Aにおける平成 21 年 7 月の賞与の届出に基づく記録が無いが、賞与の支払明細書によると保険料が控除されている。賞与の支払明細書があるので、申立期間に係る記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する社団法人Aにおける平成 21 年 7 月分賞与の支払明細書及び事業所が提出した事務給与の記録により、申立人は、申立期間に事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書における保険料控除額から、28万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7520

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月25日は82万5,000円、同年12月17日は74万2,000円、17年7月15日は82万5,000円、同年12月26日は41万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月25日  
② 平成16年12月17日  
③ 平成17年7月15日  
④ 平成17年12月26日  
⑤ 平成18年7月25日

有限会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①から⑤までに支払われた賞与に係る年金記録が無いので、当該賞与に係る記録をつけてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立期間①、②及び④において有限会社Aから申立人に賞与が支払われたことが確認できる上、B銀行C支店から提出された申立人に係る取引明細書により、申立期間③において同社からの振込みが確認できるところ、同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しにより、申立期間③は同僚に係る賞与支払日と同日であることが確認できることから、申立人は、申立期間①から④までにおいて同社から賞与を支払われたと認められる。

また、上記の預金通帳の写し及び取引明細書により確認できる申立期間①から④までの賞与額から算出される厚生年金保険料を含む平成16年及び17年に申立人が納付したと考えられる社会保険料額と、C市か

ら提出された申立人に係る平成 17 年度（平成 16 年所得分）及び 18 年度（17 年所得分）市・県民税課税台帳に記載された社会保険料額がほぼ一致することから、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から④までの標準賞与額については、上記の預金通帳の写し及び取引明細書において確認できる入金額を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、平成 16 年 8 月 25 日は 82 万 5,000 円、同年 12 月 17 日は 74 万 2,000 円、17 年 7 月 15 日は 82 万 5,000 円、同年 12 月 26 日は 41 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られなかったが、申立人のほかにも、その所持する賞与明細書により申立期間①から④までにおける保険料控除が認められる同僚が確認できるところ、オンライン記録によると有限会社 A において当該期間の賞与に係る記録が有る被保険者が確認できないことから、事業主は社会保険事務所（当時）に対して賞与に係る適切な届出を行っていないと認められ、申立人の当該期間に係る賞与支払届は提出されていなかったものと考えられる。その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間⑤において有限会社 A から賞与を支払われたことが確認できる。

しかしながら、D 税務署から提出された申立人に係る平成 18 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料額（41 万 3,538 円）は、申立期間⑤の賞与から厚生年金保険料が控除された前提で同年に申立人が納付したと考えられる社会保険料額（46 万 5,564 円）と適合しない上、有限会社 A の元経理担当者は、申立人の当該期間の厚生年金保険料控除状況は不明としている。

また、事業主から回答を得られない上、申立人も申立期間⑤の賞与から厚生年金保険料が控除されたことが確認できる賞与明細書等の資料を保管していない。

このほか、申立期間⑤の厚生年金保険料控除状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年5月までの期間、平成元年6月から2年2月までの期間及び2年5月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和39年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和59年11月から61年5月まで  
② 平成元年6月から2年2月まで  
③ 平成2年5月から5年2月まで

私は、仕事を転々としていたため、アルバイトや家事手伝いの時期が複数回あったが、仕事を辞める度にA市役所に行き、厚生年金保険から国民年金へ切り替える手続きを行い、国民年金保険料を納付した。それにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が納付されていない記録となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、仕事を辞める度にA市役所に行き、厚生年金保険から国民年金へ切り替える手続きを行い、保険料を納付したはずであると申述しているが、申立人は国民年金の加入手続き、保険料の納付及び納付金額に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、当委員会において、オンライン記録の氏名検索、国民年金手帳記号番号払出簿の確認及び市役所への照会等により調査したところ、申立期間当時、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかったことから、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（新潟）国民年金 事案 5126

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 2 月から同年 4 月まで

A 社会保険事務所（当時）から書類が届き、そのままにしていたら、年配の男性が自宅に集金に来たので、私の妻がその集金人に申立期間に係る国民年金保険料を納付した。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料については、その妻が自宅に来た集金人に納付したとしているが、当該期間の保険料を納付するためには厚生年金保険被保険者資格喪失後に国民年金の再加入手続が必要となる  
ところ、申立人は、その手続を行った記憶が無いとしており、申立人の所持する年金手帳には、国民年金に関する記録の記載も無く、国民年金の加入状況が不明である上、オンライン記録では申立期間は未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の妻は、集金人に納付した金額は、2 万円台又は 3 万円台程度だったと思うと回答しているところ、オンライン記録では、平成 14 年 1 月分の保険料を同年 6 月 13 日に夫婦一緒に過年度納付（2 万 6,600 円）しており、日本年金機構 B 事務センターは、「保険料収納事務が国に移管された平成 14 年 4 月以降に納付されているのであれば、社会保険事務所の職員が同年 1 月分の保険料を集金により徴収したと考えることも不自然ではない。」と回答していることから、申立人は、同年 1 月分の夫婦二人分の保険料を納付したことと、申立期間の保険料を納付したことを混同

している可能性も否定できない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの期間及び同年10月から17年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から15年3月まで  
② 平成15年10月から17年2月まで

申立期間①及び②は学生納付特例が承認され保険料が免除されていた期間であるが、当該期間の国民年金保険料を平成17年3月から20年8月までの期間にコンビニエンスストアA店又はコンビニエンスストアB店において手元にあった納付書を利用して納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が納付の記録となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る学生納付特例期間の国民年金保険料について、平成17年3月から20年8月までの期間に、追納の申込みを行わずに手元にあった納付書を用いてコンビニエンスストアA店又はコンビニエンスストアB店において納付したとしているが、申立人からは保険料の納付日及び納付場所の明確な証言が得られないことから、コンビニエンスストアにおける保険料納付に関する調査を行うことが困難であり、申立期間①及び②に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立てに係る学生納付特例期間の国民年金保険料を追納するためには、国民年金の制度上、追納の申込みを行った上で、納付書の発行を受けなければならないが、申立人は追納の申込みを行っておらず、オンライン記録においても、申立期間①及び②について追納の申込みの記録を確認することはできない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年以降はオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学文字読取機（OC



R)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月には基礎年金番号制度が導入され、申立期間①及び②において記入漏れや記録誤り等の生じる可能性が極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（群馬）国民年金 事案 5129

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から56年6月まで  
時期や詳しい事情は分からないが、父が私の国民年金の加入手続きを行い20歳の頃からずっと国民年金保険料を納付しており、私が共済組合に加入していた昭和50年2月から56年1月までの期間も重複して保険料を納付していたことを父から聞いていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や詳しい事情は分からないが、その父が申立人の国民年金の加入手続きを行い20歳の頃からずっと国民年金保険料を納付しており、申立人が共済組合に加入していた昭和50年2月から56年1月までの期間も重複して保険料を納付していたことをその父から聞いていたと申し立てているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその父は既に他界しており、申立人自身は加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和58年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、48年6月から56年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、56年4月から同年6月までの期間は遡って保険料を納付できる期間となるが、上記のとおり、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である上、国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、申立人が58年10月に、申立期間直後の56年7月から58年3月までの期間の保険料を過年度納付した記録が確

認できることから、当該時点では、時効により 56 年 4 月から同年 6 月までの期間は保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立人の所持する年金手帳及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が昭和 50 年 2 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、56 年 1 月 31 日に同資格を再取得した記録が確認できることから、50 年 2 月から 55 年 12 月までの期間は、国民年金の無資格期間とされており保険料を納付することができなかったと考えられる。

そのほか、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、母が家族4人分をまとめて自治会の役員に納めていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を自治会の役員に納付してくれたはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており証言を得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、行政において、73か月と長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5131

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 55 年 3 月まで

申立期間当時、私は学生であったが、母が A 町役場で職員から学生も国民年金に加入することができ、保険料を遡ってまとめて納付することができると言われたので、時期は不明だが、私が 20 歳になった昭和 51 年 \* 月から大学を卒業する 55 年 3 月までの期間の保険料を同役場でまとめて納付した。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はその母が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を遡って納付してくれたはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は高齢のため証言を得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月までの期間は学生であったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、57 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当時、学生は国民年金には任意加入であったことから、申立期間の保険料を遡って納付することは制度上できなかったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、A 町の改製原附票によると、申立人は昭和 51 年 4 月に A 町から B 区に転居し、その後、55 年 1 月に C 区に転居したことが確認でき、かつ、申立人が所持する年金手帳において 59 年 11 月までは引き続き C 区に居住していたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を

A町役場で納付することは、制度上できなかつたと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年3月までの期間及び60年2月から61年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から53年3月まで  
② 昭和60年2月から61年7月まで

申立期間①は、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、その母から「過去の未払い分の国民年金保険料全てを納付した」と聞いている。

また、申立期間②は、私自身がA区役所に行って厚生年金保険から国民年金への切替手続をし、国民年金保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、過去の未払い分の国民年金保険料全てを納付したと申述しているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており証言を得られず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和55年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であるところ、同年6月は第3回特例納付実施期間内であり、特例納付制度によれば申立期間①は納付可能な期間ではあったが、前述のとおり保険料納付状況は不明である。

申立期間②について、申立人は、申立人自身が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付したと申述しているが、その納付したとする保険料額及び納付方法についての記憶が明確でなく、納

付状況は不明である上、オンライン記録によると申立期間②は未加入期間とされており、制度上国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで  
昭和 57 年 12 月に私が会社を退職した後、私又は妻が A 町（現在は、B 市）役場で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、妻が同役場で国民年金保険料を納付した。  
申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 12 月に会社を退職した後、申立人又はその妻が A 町役場で申立人の国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、妻が同役場で国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人及びその妻の加入手続及び保険料納付状況についての記憶は明確でなく、これらの状況は不明である。

また、申立人は、所持している年金手帳は 1 冊のみとしているところ、当該年金手帳に国民年金手帳記号番号の記載は無い上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間はオンライン記録によると国民年金の未加入期間とされており、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない期間である上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年2月までについては、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年2月まで

私は、平成11年4月から15年3月までは大学生であった。国の記録では、平成12年4月から14年3月までの期間は学生納付特例期間となっているが、14年4月から15年2月までの期間は保険料未納となっている。実家の母が手続をしてくれているはずなので、申立期間が学生納付特例期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の学生納付特例制度による保険料の納付猶予（以下、学生納付特例という。）申請の手続は、実家の母が行ったと思うと申述しているが、A市における申立人の住民票の除票の写しによると、申立人は、平成13年9月6日付けでB市からA市に住所を異動し、申立期間中はA市に住所があったことが確認できるところ、その母は、「A市において、申立人の学生納付特例の申請手続を行ったかどうかは、全く覚えていない。」としており、申立人自身は学生納付特例の申請手続に直接関与していないことから、その手続の状況が不明である。

また、申立期間は、平成14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、14年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、B市における申立人の国民年金の記録では、平成12年4月から13年3月までの期間及び同年4月から14年3月までの期間の2年度分については学生納付特例が記録されており、A市からは、「申立人の国民年金の記録には学生納付特例及び免除の記録は無い。」との回答があり、

両市の記録はオンライン記録と一致していることから、行政の記録管理に不備は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間について、学生納付特例の申請を行ったこと及び学生納付特例の承認を受けたことを示す関連資料（申請書の控え、承認通知書等）は無く、ほかに学生納付特例の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年1月から21年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から21年6月まで

平成15年10月にA市からB市Cに引っ越し無職になっていたときに、知り合いから国民年金保険料が免除されることを聞いた。私の記憶では、16年頃に申請したはずである。ねんきん特別便が来たときに、免除の記録が記載されていないのに気づき、年金事務所に電話連絡をした記憶がある。免除申請をしているので申立期間が免除期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は「平成15年10月にA市からB市Cに引っ越し無職になっていたときに、知り合いから国民年金保険料が免除されることを聞き、16年頃に免除申請をした。申請をどの役所に行ったかは、はっきり覚えていないが、A年金事務所に電話して、一度免除申請をすればその後は自動的に免除申請を継続したことになるとの説明を受けて申請した記憶がある。」と申述している。

しかしながら、申立人は申立期間のうち平成17年5月19日以前はA市に住民登録があることが確認でき、16年頃に免除申請をしたとする申立人は、同市において免除申請を行うことになるが、同市からは申立人の免除記録は無いとの回答がある上、一度免除申請をするとその翌年度以降あらためて申請をしなくても継続申請があったものとする申請免除手続の簡素化が導入されたのは17年7月からであることから、申立人は同市では免除申請をしていないと考えられる。

また、申立人は申立期間のうち平成17年5月20日以後はB市に住民登録があることが確認でき、同日以後は同市において免除申請を行うことに

なるが、同市からは、『收受第\*号 22年1月25日 B市保険年金課』と押印された申立人自筆の免除申請書の写しが提出され、同市は「申立人の免除申請は、平成 22 年 1 月 25 日の受付番号第\*号が一番最初であり、21 年 7 月から保険料が免除され、その後毎年継続されている。申立人には、22 年度受付番号\*より若い番号が無いので、申立人は平成 22 年より前の時期に、B 市で免除申請をしていないと考えられる。」と回答していることから、申立人が B 市において 21 年 6 月以前の期間の免除申請を行ったとは考え難い。

さらに、申立期間は、平成 14 年 4 月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、14 年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除申請を行ったこと及び免除の承認を受けたことを示す関連資料（申請書の控え、承認通知書等）は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から同年 6 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年\*月頃、A で一人暮らしをしながら就職活動中であったが、当時、実家の父が B 村役場で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 48 年\*月頃、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであるとしているが、その父は既に他界しており、当時、申立人自身は加入手続及び保険料納付に関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 9 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 7508

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月25日から同年10月1日まで

私は、昭和29年6月25日から同年12月1日までA会社B支社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、被保険者期間が29年10月1日からとなっており、同年6月25日から10月1日までの記録が無い。

昭和29年6月25日までは別の事業所に勤めており、すぐにA会社B支社に勤務したと思うので、申立期間が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A会社B支社のC支部長であった上司が、「申立人が半年ほど勤務していた。」と述べていることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、同社の後継事業所であるA会社D支社では、申立期間当時の厚生年金保険の資格取得の届出や保険料の控除等について、「入社当初の3か月間は当該保険加入の対象外であり、資格取得の届出は行わず、保険料の控除もしていない。」としている上、同僚の一人が「当時、入社後3か月間は職員補といって仮採用であり、4か月目に雇用契約を結んでいた。厚生年金保険はそこから入る。」と述べていることから、同社では入社して3か月を経ってから厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 関東（新潟）厚生年金 事案 7509

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 3 日から同年 6 月 20 日まで  
私は、昭和 34 年 2 月から 41 年 7 月に退職するまで有限会社 A に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間の記録が無い。また、この期間にほかの事業所に勤務したことは無く、国民年金に加入した覚えも無い。  
調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に、有限会社 A に継続して勤務していたと申し立てているところ、当該期間に同社に勤務していた複数の同僚に申立人の当該期間の勤務について照会したが、具体的な供述は得ることはできず、申立人の勤務の実態が確認できなかった。

また、社会保険事務所（当時）が保管する有限会社 A に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は 2 枚確認できるが、当該原票には、申立人が当初、健康保険番号\*番で昭和 34 年 2 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、38 年 2 月 3 日に当該資格を喪失した後、再び健康保険番号\*番で同年 6 月 20 日に被保険者の資格を取得していることが記録されているところ、申立期間当時、同社の社会保険事務を担当していた労務保険事務協会が保管する事業所別被保険者台帳には、申立人が昭和 38 年 6 月 20 日に健康保険番号\*番で被保険者資格を取得していることが記録されており、当該記録は姓名を含め、前記被保険者原票の記録と一致していることが認められる。

さらに、申立人が当初の被保険者資格を喪失した昭和 38 年 2 月 3 日か

ら再び当該資格を取得した同年6月20日までの期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番は無く、当該被保険者原票の記録に不自然さは見られないとともに不合理な訂正処理も無い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 7513（栃木厚生年金事案 1722 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 12 月 24 日から 30 年 7 月 26 日まで  
A株式会社B事業部C製造所（現在は、A株式会社）に昭和 30 年 7 月まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日は 28 年 12 月 24 日になっている。同社に 7 か月しか勤務してないということはありません、夏の暑い時期に辞めたのは確かである。前回の申立てでは認められなかったが、当時の職長の息子と連絡がとれ、会社の事務員が厚生年金保険料を着服したという話を聞いたので、再度調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、i) A株式会社及び当該事業所が加入するD組合は「資料が無く当時の状況を確認できない。」と回答していること、ii) 申立人を記憶している同僚が数名いたが勤務期間については不明と回答していること、iii) 申立期間における勤務実態と厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無いこと等から、既に年金記録確認E地方第三者委員会（当時）の決定に基づいて平成 23 年 9 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間当時、当該事業所において事務員による厚生年金保険料の着服があったと主張しているが、事業主は、当時の資料は何も残ってないと回答している上、申立人が厚生年金保険料を着服したとして名前を挙げた者は既に死亡している。

また、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険に加入していた同僚について、前回調査した同僚に加えて 35 人に対し新たに照会したところ、22 人から回答があり、一人が申立人を記憶しているものの、勤務した期間については不明と回答している上、その他 21 人は申立人を記憶してい

ないと回答していることから、申立人の勤務実態について確認することができなかった。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 28 年 12 月 24 日に資格喪失していることが確認できるが、当該記録に遡及訂正等の不自然な点は見当たらない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録も当該記録と資格喪失日は一致している。

このほか、年金記録確認 E 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 25 日まで  
② 昭和 41 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 33 年 4 月に有限会社 A（所在地は、B 県 C 市 D E 番地）に就職したが、厚生年金保険の加入は 39 年 4 月 25 日となっている。

申立期間②については、昭和 40 年 12 月に、事業主に来年の春頃に退職したい旨を伝え了解を得た。41 年 5 月に退職して帰省したが、同年 1 月 1 日に厚生年金保険を資格喪失していることに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は有限会社 A に住み込みで働いていたと供述しているところ、申立人の戸籍の附票に記載された事項によると、当該事業所の所在地に昭和 33 年 6 月 25 日から 41 年 5 月 10 日まで住所を定めていたことが確認できることから当該期間の一部において当該事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、有限会社 A が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 39 年 4 月 25 日であることが確認できる上、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、同年 4 月 25 日の資格取得時に新規に払い出された（払出日：昭和 39 年 5 月 7 日）ことが確認できる。

また、当該事業所が適用事業所となった昭和 39 年 4 月 25 日に事業主

を含む8人が被保険者資格を取得しているが、連絡先が判明した二人に照会したところ、一人は、「保険料の控除は厚生年金保険の適用後だと思う。」、一人は、「適用前の保険料控除については記憶にない。」と供述している。

さらに、当時の事業主は死亡しているため、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について照会することができない。

- 2 申立期間②については、昭和41年4月頃まで勤務していたとする同僚の証言及び前述の申立人の戸籍の附票に記載された事項により、当該期間の一部において有限会社Aに勤務していたことがわかるものの、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、申立期間②における保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和41年1月1日に資格喪失していることが確認できる上、当該被保険者原票により健康保険証を同年2月4日に返納していることが推認できる。

- 3 両申立期間について、事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い上、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7518（埼玉厚生年金事案 561 及び 7094 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 6 日まで

A 株式会社にて昭和 34 年 8 月 1 日に入社し、平成 12 年 4 月 10 日に定年退職したが、申立期間の厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

第1 回目の申立て（申立期間は昭和 32 年 7 月 28 日から 36 年 1 月 6 日まで）においては、A 株式会社の退職給与計算書及び社員カードから、申立人が昭和 34 年 8 月 1 日以降同社に勤務していたことは推認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険資格取得日はオンライン記録と一致しており、申立期間中に申立人の氏名は確認できないこと及び同社は当時の関係資料を既に処分しており、申立内容に係る事実を確認できる資料は見当たらないことなどから、既に年金記録確認 B 地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 21 年 2 月 3 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、第2 回目の申立て（申立期間を昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 6 日までに変更）においても、申立人の申立期間に係る保険料控除について、同僚及び事業主は不明としており、このほか年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、平成 24 年 10 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、A 株式会社での勤続 10 年の表彰状

(昭和 45 年 1 月 1 日付け) を新たな資料として提出していることから、周辺事情を含め、改めて調査を行った。

申立人が申立期間において A 株式会社に勤務していたことは、同社に係る退職給与計算書及び社員カード並びに申立人が今回提出した勤続 10 年の表彰状の記載から推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる新たな資料は見当たらない。

なお、申立人の挙げた同僚を含め新たな同僚 7 人に照会し 2 人から回答が得られたが、申立人の申立期間に係る保険料控除については不明としており、事業主に改めて照会したが、申立期間に係る関係資料は保存しておらず、申立期間における申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について供述は得られない。

このほか、年金記録確認 B 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。